

井原市監査委員告示第2号

措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年10月27日

井原市監査委員 長野 隆

井原市監査委員 三輪 順治

指摘事項の内容	指摘に基づき講じた措置の内容
<p>【協働推進課】</p> <p>「改善すべき事項」</p> <p>郵券受払の使用状況が煩雑になっているため、受払簿を作成し、適正管理に努められたい。</p>	<p>郵券受払について使用状況が煩雑になっていたため、送付先、使用者、使用目的、受払枚数、使用枚数欄等を設け、受払簿として新たに作成し、切手の管理を行うようにした。</p> <p>また、切手の紛失を防ぐため、切手を金種ごとに封筒に分けて管理する ようにした。</p> <p>さらに、切手の残枚数と受払簿を定期的を確認し、適正管理に努めるようにした。</p>
<p>【生涯学習課】（アクティブライフ井原、芳井生涯学習センター、公民館、視聴覚ライブラリー、青少年育成センター、教育相談室、婦人会館、ふれあいセンター、星の郷ふれあいセンター、青少年研修センター、美星天文台）</p> <p>「改善すべき事項」</p> <p>郵券受払について修正箇所が多く使用状況が煩雑になっている施設が見受けられた。切手は、換金性が高く、盗難・紛失などの事故につながりやすいため、受払簿を作成し、現物の整合を常に確認するとともに、保管場所を含め適切に管理されたい。</p>	<p>対象施設はアクティブライフ井原・芳井生涯学習センター・美星公民館・美星天文台であり、統一した受払簿を作成し、記入事項に訂正がある場合は、見え消しの上訂正印を押す事とし、修正テープ等の使用は禁止とした。</p> <p>更に、切手種別ごとの整理簿とし、落下防止を施した。</p> <p>また、保管場所については、施錠できる場所への保管とした。</p> <p>出先機関については、定期的受払簿の確認を生涯学習課で行う事とした。</p>